

# 公立大学法人前橋工科大学受託研究取扱細則

平成25年4月25日制定

公立大学法人前橋工科大学細則第29号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人前橋工科大学受託研究取扱規程（平成25年規程第126号）第10条第2項ただし書の規定に基づき、委託者が公立大学法人前橋工科大学の設立団体である前橋市の場合における受託研究費に係る間接経費の額（以下「前橋市からの受託研究費に係る間接経費の額」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(前橋市からの受託研究費に係る間接経費の額)

第2条 前橋市からの受託研究費に係る間接経費の額は、直接経費の20パーセントに相当する額とする。

(その他)

第3条 この細則に定めるもののほか、前橋市からの受託研究費に係る間接経費の額に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成25年4月25日から施行する。